

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年5月29日付「保医発0529第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が令和8年6月1日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

1. 新規収載

保医発0529第2号 (R8.5.29)

—令和8年6月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
BKウイルス核酸定量	450点 D023-17	微生物学的検査 150点	注) 検討中

注) BKウイルス核酸定量は、血漿又は尿を検体として、臓器移植又は造血細胞移植を行った患者のうち以下のアからエまでのいずれかに該当する患者に対して実施した場合に、本区分の「17」の所定点数を準用して算定する。ただし、診療報酬の請求に当たっては、実施する患者について以下のアからエまでのいずれかに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 尿中ウイルス感染細胞の検出又は腎機能の低下等によりBKV腎症を疑う患者

イ 血尿等の所見により出血性膀胱炎を疑う患者

ウ BKV感染症と診断され治療を開始されており、治療効果の確認が必要な患者

エ 拒絶反応又は移植片対宿主病 (GVHD) に対する治療を実施し、BKV活性化の評価が必要な患者

2. 保険収載内容の一部変更

保医発0529第2号 (R8.5.29)

—令和8年6月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
悪性腫瘍組織検査(処理が複雑なもの) (胆道癌におけるIDH1遺伝子変異検査)	5,000点 D004-2-1-ロ	遺伝子関連・染色体検査 100点	注) 検討中

下線部が変更されました。

注) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。

ア～ウ (略)

エ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査、**IDH1遺伝子変異検査**

オ～コ (略)

以上

* 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

インフォメーション：029-837-2721(代)

2026-B-003



Android用



iOS用

総合検査案内アプリは
こちらから